

第 3 3 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和5年2月27日(月) 午後4時01分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和5年2月27日(月) 午後4時01分

2. 閉会時間 令和5年2月27日(月) 午後4時16分

3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 16名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 3名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	10	吉田 徳成

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名

地区	氏 名	地区	氏 名
安中	北尾 健一郎	高野	吉田 和久

7. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について

報告第2号 使用貸借解約通知書について

8. 議案

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 非農地証明願について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について

第4号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後4時01分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。ただ今より、第33回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、8番 宮崎 光男 委員、10番 吉田 徳成 委員 は所要のため、欠席との連絡がっております。

7番 大川 徳昭 委員、は少し遅れるとの連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、11番 吉田 政信 委員、12番 平野 晋 委員を指名いたします。

議長（会長）

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、6件 15筆 10,944.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、3件 9筆 9,952平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、申請地 495平方メートルを譲り受け、木造平家建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満であることから、

第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は農地、西側は雑種地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、2番に記載のとおりで、申請地 18.92平方メートルを譲り受け、資材置場への進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は雑種地、南側は農地、西側は道路となっております。

切土造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、申請地は平成12年月日不詳頃から、隣接地と一体に資材置場として利用されています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第2号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、雑種地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第2号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第2号議案、非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集5ページ2番に記載のとおりで、申請地は平成2年月日不詳頃から、雑種地として利用されています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第2号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は原野、東側は宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、雑種地となっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はございませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第2号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。
次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」について、説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農用地利用集積計画（案）」の承認を得ようとするものであります。
利用権設定については、議案集6ページから12ページに記載のとおりで、
耕作権の新規設定 24件 60筆 66,543.70平方メートル
耕作権の再設定 7件 14筆 15,457.00平方メートル
合 計 31件 74筆 82,000.70平方メートルです。
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はございませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」を承認することに決定いたします。
次に、第4号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の13ページから16ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、84筆、82,957.92平方メートルの農地について、島原市から「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページ、2ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、14名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案は、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第4号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

議長（会長）

以上で、第33回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第33回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時16分閉会